

非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度

リーマンショック以降の株式市場の低迷を受け、非上場株式に係る類似業種比準価額の業種別株価は、大幅な下落傾向にあります。この状況のなか、自社株の生前贈与を検討する経営者も多いようです。今回は、自社株贈与に係る贈与税のうち、平成 21 年度税制改正で創設された納税猶予制度について解説します。

1. 贈与税の納税猶予制度

(1) 概要

後継者（経営承継受贈者）が、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を経営していた親族から、贈与によりその保有株式等の一定数（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の 3 分の 2 に達するまでの部分が上限。以下「猶予対象株式等」といいます。）を取得した場合には、贈与税申告書の提出と申告期限までの担保提供を条件に、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予されます。

(2) 贈与株数の要件

贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、贈与者が保有する自社株の株数等に応じ、次の通り一定の株数を後継者に贈与する必要があります。

贈与者の保有株数と後継者の保有株数の合計が発行済議決権株式総数の 3 分の 2 以上である場合は、対象会社の発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの株数以上の自社株を贈与する必要があります。

例えば、対象会社の発行済議決権株式 300 株を全て保有する贈与者が、その株式を後継者に贈与する場合は、贈与者の保有株数と後継者の保有株数の合計が 300 株で発行済議決権株式総数の 3 分の 2 である 200 株より大きいことから、200 株以上の株式を後継者に贈与することが必要です。

なお、この場合の猶予対象株式等は 200 株となります。残りの 100 株に係る贈与税については申告期限までに納税する必要があります。この場合の贈与税について、相続時精算課税制度を選択することができます。

以外の場合、贈与者保有の株式の全部を後継者に贈与する必要があります。

2. 納税猶予制度選択の留意点

贈与税の納税猶予制度を選択することにより、猶予対象株式等の贈与時の税負担が 0 になりますから、納税資金の乏しい後継者にとっては大いにメリットがあります。ただし、納税猶予制度の適用を受ける際には、次の点に留意する必要があります。

(1) 贈与税申告期限から 5 年間の事業継続要件

贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、贈与税の申告期限から 5 年間にわたり、「後継者が代表者であること」「雇用の 8 割以上を維持すること」「後継者が猶予対象株式等を保有していること」「対象会社が資産管理会社に該当しないこと」その他一定の事業継続要件を満たすことが必要となります。

(2) 贈与税申告期限から 5 年経過後の要件

贈与税の申告期限から 5 年経過後は、「後継者が猶予対象株式等の保有を継続すること」や「対象会社が資産管理会社に該当しないこと」等、納税猶予期限（原則として贈与者又は後継者の死亡日）まで一定の要件を継続して満たす必要があります。

(3) 贈与者死亡時の相続税課税

贈与者死亡時における相続税計算については、贈与税の猶予対象株式等の贈与時の価額が相続財産に合算されます。猶予対象株式等の価額が相続時に比べて上昇したときには有利になりますが、下落したときには不利になります。このため、贈与税の納税猶予制度は、「猶予対象株式等に係る贈与税の負担が 0 となる相続時精算課税制度」という位置づけができます。

(4) 相続税の納税猶予制度の適用

贈与税の納税猶予制度の適用を受けた場合に、贈与者が死亡したときは、経済産業大臣の確認を受けることにより、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。ただし、相続税の納税猶予期限（原則として後継者の死亡日）まで、上記(1)（贈与税申告期限から 5 年以内に贈与者が死亡した場合）や(2)の要件を満たす必要があります。